

改正

平成25年12月13日告示第47号

平成27年 6 月15日告示第23号

御宿町地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 御宿町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）に基づく計画の策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 町が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に基づく計画の策定及び実施に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要な事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 御宿町長
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者
- (4) 住民又は利用者の代表
- (5) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者労働組合代表又はその指名する者
- (7) 夷隅土木事務所長又はその指名する者

- (8) いすみ警察署長又はその指名する者
- (9) 千葉県総合企画部交通計画課長又はその指名する者
- (10) 一般社団法人千葉県タクシー協会会長又はその指名する者
- (11) 一般社団法人千葉県バス協会会長又はその指名する者
- (12) JR東日本旅客鉄道株式会社勝浦駅長又はその指名する者
- (13) 御宿町長が指名する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長をおき、会長は委員の互選によりこれを定め、副会長は委員のうち会長が指名する者をもって充てる。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議は、会長がこれを招集し、会長が議長となる。

2 交通会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 交通会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

5 会長は、やむを得ない事情により交通会議を開く余裕のない場合は、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって交通会議の議決に変えることができる。

6 交通会議は、原則公開とする。ただし、交通会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合は、交通会議に諮って非公開で行うものとする。

7 交通会議の庶務は、御宿町企画財政課において処理する。

8 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の連絡・通報窓口を定めるものとする。

御宿町地域公共交通に係るご相談又は通報窓口

御宿町役場 企画財政課企画係

連絡先：T E L 0470-68-2512

F A X 0470-68-3293

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、交通会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則 (平成25年12月13日告示第47号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成27年6月15日告示第23号)

この告示は、公示の日から施行する。